

# 日高川町でマイホーム取得！

若者定住促進新築住宅取得支援事業補助金制度をご活用ください。

日高川町では、町内に自らが定住する目的で新築住宅等を取得する若者に、その費用の一部を補助します。そして、若者の定住を促進するとともに人口減少を抑制し、地域の活性化を図ります。

最高130万円!!

## 若者定住促進新築住宅取得支援事業補助金制度

### ◎申請できる方

日高川町内に新築住宅等を取得し、定住する意志のある方で、次のいずれかに該当する方

- (1) 住宅取得日において18歳以上39歳以下の方  
(配偶者が18歳以上39歳以下の場合も対象とする。)
- (2) 中学生以下の者と同居し扶養する方  
(扶養とは、「監護し、かつ、生計を同じくするか又は維持すること」をいいます。)

### ◎補助対象となる経費と補助金額

川辺地域 上限130万円 (対象経費の10%以内)

中津地域及び美山地域 上限200万円 (対象経費の10%以内)

- ・新築住宅の建築費用  
(土地購入(注1)、造成(注2)にかかる費用も含む。)  
(注1)上記の住宅取得日以前3年以内に取得した土地の購入費用(対象面積は200㎡まで)  
(注2)上記の住宅取得日以前3年以内に宅地造成した費用(対象面積は200㎡まで)
- ・未使用の建売住宅の購入費用

### ◎申請受付期間(令和6年度まで)

令和5年4月1日から令和7年3月15日まで

(注意:各年度の申請受付期限は、3月15日までです。)

(住宅取得日から1年以内に申請してください。)

※詳しくは裏面をご覧ください。



### 【申請書提出・お問合せ先】

日高川町役場 企画政策課

(申請書は、各支所地域振興課及び出張所にも提出できます。)

〒649-1324 和歌山県日高郡日高川町大字土生 160 番地

TEL 0738-23-9511

E-mail teijyu@town.hidakagawa.lg.jp

FAX 0738-22-1767

HP <http://www.town.hidakagawa.lg.jp/>

# 若者定住促進新築住宅取得支援事業補助金制度について

## 対象者

○自らが居住するために新築住宅等を取得した方で取得日(登記日)において満18歳以上39歳以下(配偶者が満18歳以上39歳以下の場合も対象)の方、又は、中学生以下の者と同居し扶養する方で、次の要件を満たす方です。

- ・対象住宅の所在地に住民登録し、定住する意思がある方
- ・所在地の行政区に所属し、地域活動等に積極的に参加できる方
- ・町税等の滞納がない方
- ・過去に本補助金の交付を受けていない方
- ・「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」で規定される暴力団員でない方

## 住宅・土地の要件

○住宅について

- ・新築住宅又は未使用の建売住宅であること。
- ・玄関、台所、居室、浴室、風呂、トイレを完備した住宅で、居住を目的とした延床面積が70㎡以上であること。
- ・過去1年以内に取得した住宅であること。  
(※所有権保存登記又は所有権移転登記の登記日から、1年以内に申請が必要です。)

○土地について

- ・上記の対象となる新築住宅の取得に係る土地(敷地)であること。
- ・対象となる土地の面積は、200㎡まで。
- ・住宅取得日以前3年以内に取得又は造成した土地であること。

## 補助金額と対象経費

○補助金額 川辺地域 上限130万円 中津地域及び美山地域 上限200万円

- ・新築住宅の建築経費の10%以内  
〔補助対象となる住宅取得に係る土地購入経費(対象面積は200㎡まで)  
補助対象となる住宅取得に係る宅地造成経費(対象面積は200㎡まで)〕を含む
- ・未使用の建売住宅の購入経費の10%以内

## 補助金の返還

○下記のいずれかに該当する場合は、補助金の全額を返還していただきます。

- ①虚偽の申請やその他不正な手段で補助金の交付を受けた場合。
- ②町税等の滞納があった場合。
- ③交付の決定を受けた日から起算して5年以内に対象物件を譲渡し、交換し、貸し付けた場合、又は、世帯全員が町外に転出した場合。